

国民年金からのお知らせ

問合せ 住民生活課住民生活グループ ☎② 2940・追分住民総合相談室 ☎⑤ 2411

20歳以上60歳未満のすべての方が、
いろいろな形で国民年金に加入します。

加入者	加入手続き	保険料の納め方
第1号被保険者	役場国民年金担当窓口	自分で納めます。お支払が困難な場合には、保険料免除制度があります。
自営業・自由業・農林漁業・学生などで20歳以上60歳未満の方		
第2号被保険者	勤務先が加入手続きをします	厚生年金保険料・共済年金掛金として給料から天引きされますので、それとは別に国民年金保険料を納めることはありません。
厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などの方(65歳以上の加入者で老齢(退職)年金などの受給資格のある方は第2号被保険者とはなりません。)		
第3号被保険者	配偶者の勤務先で加入手続きをしてください	個人で納める必要はありません。配偶者の加入する厚生年金や共済組合が制度全体として負担します。
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方		

こんな時は、忘れずに届出を！

就職や転職、退職、結婚などにより国民年金の加入のしかたが変わることがあり、その都度届出が必要となります。届出を忘れると将来受け取る年金額が減額されたり、受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき(厚生年金・共済組合の加入者を除く)	国民年金加入の手続きをする	第1号被保険者：役場国民年金担当窓口 第2・3号被保険者：勤務先
配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになったとき	第3号被保険者への種別変更をする	配偶者の勤務先
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	役場国民年金担当窓口
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	役場国民年金担当窓口
退職したとき(第2号被保険者)	第1号被保険者資格取得の手続きをする	役場国民年金担当窓口
配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	役場国民年金担当窓口
住所や氏名が変わったとき	住所・氏名の変更手続きをする	第1号被保険者：役場国民年金担当窓口 第2・3号被保険者：勤務先